大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針

2017年2月28日決定 (最近改正2021年8月4日)

大谷大学(以下「本学」という。)は、仏教精神によってたつ教育研究機関であり、人格陶 治の3モットーである「本務遂行、相互敬愛、人格純真」に基づき、社会の信頼に支えら れた高い倫理性をもって教育研究を推進し、その成果を社会に還元することに本旨がある。 したがって、本学における公正な研究活動の推進について、次の基本方針を定める。

- 1. 本学は、研究倫理を尊重し、公正な研究活動を遂行する研究支援環境(研究倫理教育を含む)を整えなければならない。
- 2. 研究者は、科学は研究者の公正な研究活動によって成り立つことに留意し、捏造、改 ざん、盗用等の研究活動における不正行為をおこなってはならない。
- 3. 研究者は、研究活動において、学生や共同で研究をおこなう研究者にたいして、正当な理由なく不利益を与えないよう注意しなければならない。
- 4. 本学構成員は、本学の研究活動における経費が、学生納付金、または公的な資金や、その他の外部資金によって支えられていることに留意し、経費の申請、使用、報告にあたり、経費の目的を尊重し、関係する法令、通知及び本学の規則等を遵守しなければならない。
- 5. 本学及び本学構成員は、上記ガイドラインに反する行為がおこなわれようとしている、 あるいは、おこなわれたことを知った場合には、それを放置してはならない。

付 則

- 1 この基本方針は、2017年2月28日に最高管理責任者が決定し、2017年4月1日から 施行する。
- 2 「大谷大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針(2015 年 3 月 10 日 最高管理責任者決定)」は、廃止する。

付 則

1 この基本方針は、2021年8月4日に最高管理責任者が一部改正し、文部科学大臣の認 可の日(2021年8月27日)から施行する。